

随 意 契 約 理 由

契 約 担 当 課 名	福祉部地域共生課
発 注 担 当 課 名	福祉部地域共生課
契 約 名 称	豊中市福祉なんでも相談窓口設置等事業委託
契 約 内 容	福祉なんでも相談窓口の設置・運営
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年)3 月 31 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年(2024 年)4 月 1 日～令和 7 年(2025 年)3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	豊中市岡上の町 2 丁目 1 番 15 号 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
契 約 金 額	2,741,200 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 福祉なんでも相談窓口は、社会的援護を要する人々が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者の早期発見から支援につながるライフセーフティネットの構築を図ることを目的として、各地域(小学校区)の既存施設を活用し、設置している。 運営については、(社福)豊中市社会福祉協議会の校区福祉委員会の委員が、地域の諸団体の協力を得て、身近な場所に相談窓口を開設しており、民生委員・校区福祉委員等の

地域住民が相談員となり、地域の諸課題に関する相談に応じている。加えて、地域活動を行う者が集い、交流し、ふれ合うことのできる地域福祉活動拠点として機能している。

よって本事業は、校区福祉委員会が構成の基盤となっており、かつ民生・児童委員協議会の事務局も担っている（社福）豊中市社会福祉協議会が適当であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。